



幼児教育の無償化

制度の概要と必要な準備

令和元年6月4日
省 文部科学省
課 幼児教育課
人 岩 寛 人

教育費負担が少子化問題の最大の原因

理想の子供数と 実際に生まれた子供数

・実際に生まれた子供数は、理想の子供数を下回る

理想の子供数
2.32人



実際に生まれた子供数
(完結出生児数)
1.94人

理想の子供数を持ってない理由

・理想の子供数を持ってない最大の理由は「子育て・教育にお金がかかりすぎる」と

<理想の子供数を持たない理由>

1	子育てや教育にお金がかかりすぎる	56.3%
2	高年齢で生むのはいやだ	39.8%
3	欲しいけれどもできない	23.5%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」(H27)

妊娠・出産に積極的になる要素

・妊娠・出産に積極的になる最大の要素は「将来の教育費補助」「幼稚園・保育所などの費用補助」

<妊娠・出産に積極的になる要素>

1	将来の教育費に対する補助	68.6%
2	幼稚園・保育所などの費用の補助	59.4%
3	妊娠・出産に伴う医療費の補助	55.9%

出典：内閣府平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」報告書

キーワード

1. 私学助成

学園の運営形態

施設型給付/認定こども園

2. 償還支給 と 現物支給

3. 64時間/月

※ EJC D-kids 対象外



幼児教育・保育無償化の対象施設と無償化の方式について

子ども・子育て支援新制度対象施設



子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）
⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乘せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

その他の無償化対象施設・事業



子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。
⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

幼児教育・保育の無償化後の「保育料」について

<無償化前>

		保 育 料 (月額)	
私学助成園		満3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
子ども 子育て 支援 新制度 対象園	1号	共働き家庭以外等の 満3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
	2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
	3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)

<無償化後>

保 育 料 (月額)		預かり保育等利用料 (月額)	
所得にかかわらず 25,700円を上限に無償化 <small>※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担</small>		+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>
所得にかかわらず 0円(不徴収)		+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 <small>※共働き家庭等の場合のみ</small>
住民税非課税世帯のみ 0円(不徴収)			

※ 認可外保育施設等：3歳～5歳は月額37,000円まで、0歳～2歳（住民税非課税世帯）は月額42,000円までの利用料を無償化。

キーワード

1. 私学助成

学園の運営形態

施設型給付/認定こども園

2. 償還支給 と 現物支給

3. 64時間/月

※ EJC D-kids 対象外



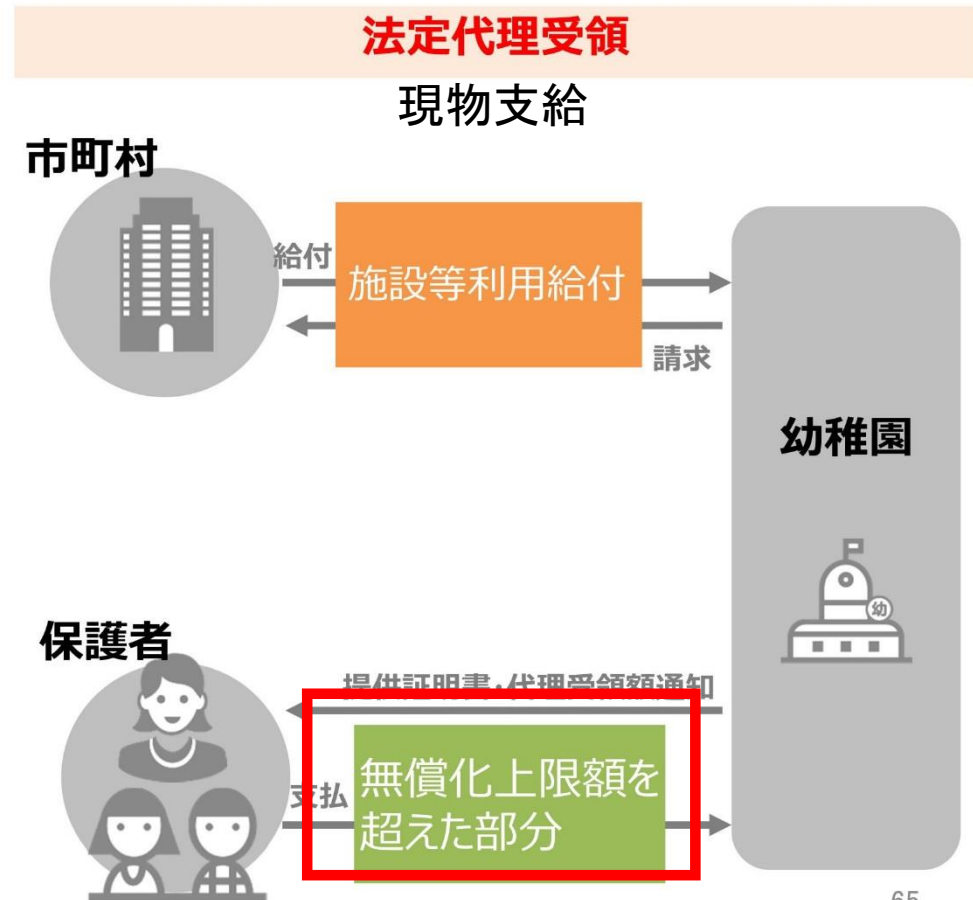
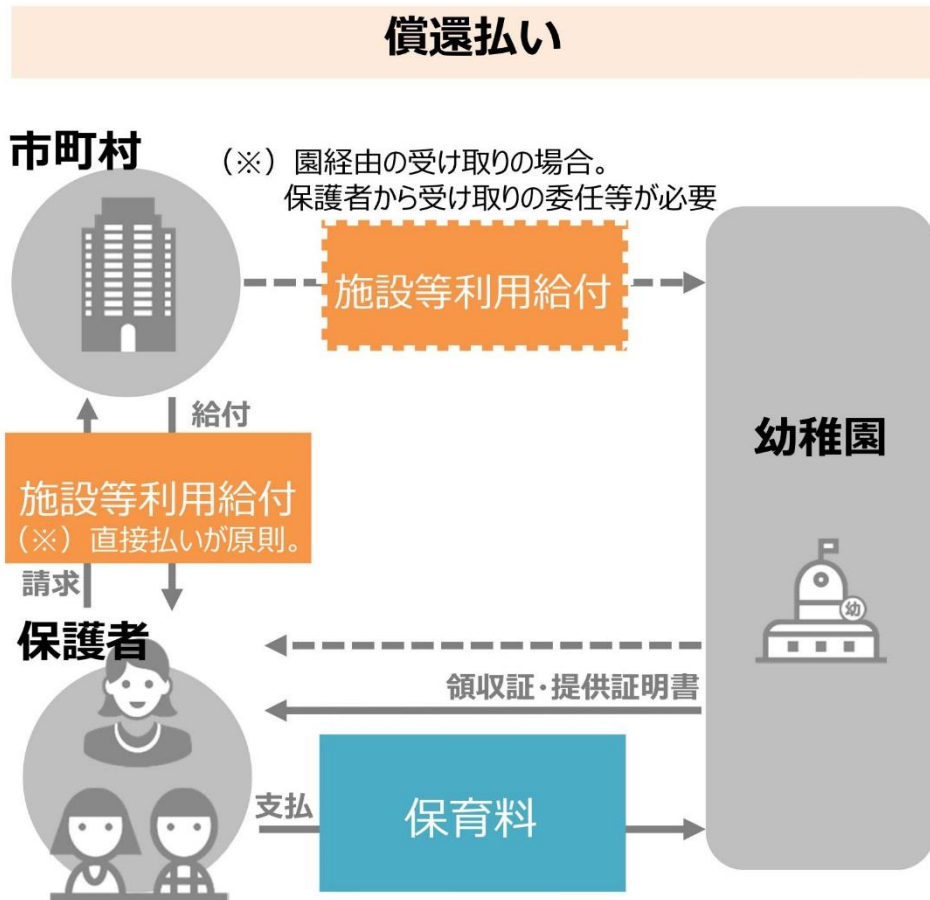
私学助成園の施設等利用給付の2つの類型（償還払い、法定代理受領）

これまでの就園奨励費と同様、償還払いにするか代理受領にするかは市町村が柔軟に判断可能

託児

2. 償還支給 と 現物支給

月謝



保育料の無償化

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

○ 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

預かり保育の無償化

キーワード

1. 私学助成

学園の運営形態

施設型給付/認定こども園

2. 償還支給 と 現物支給

3. 64時間/月

※ EJC D-kids 対象外



対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
- ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給

- ① の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

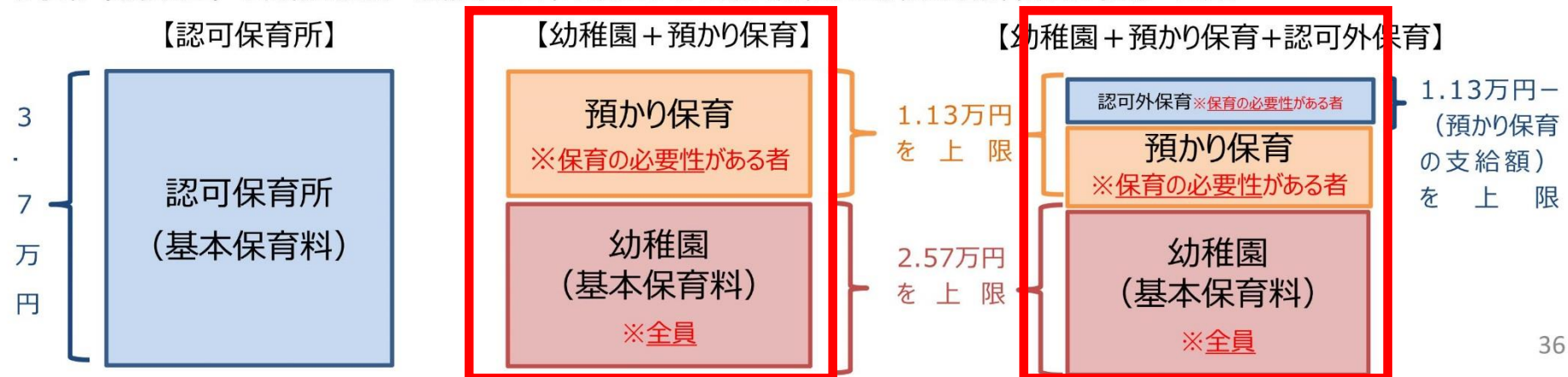
償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額





預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。




対象者・対象施設

共働き世帯等（保育の必要性あり）

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 0歳～2歳 (住民税非課税世帯)			○	○	○	○
 満3歳児 (住民税非課税世帯)	○	○	○	○	○	○
 満3歳児 (上記以外)	○	×	○ (1号のみ)			
 3歳～5歳 (満3歳を迎えた次の4月～)	○	○	○	○	○	○

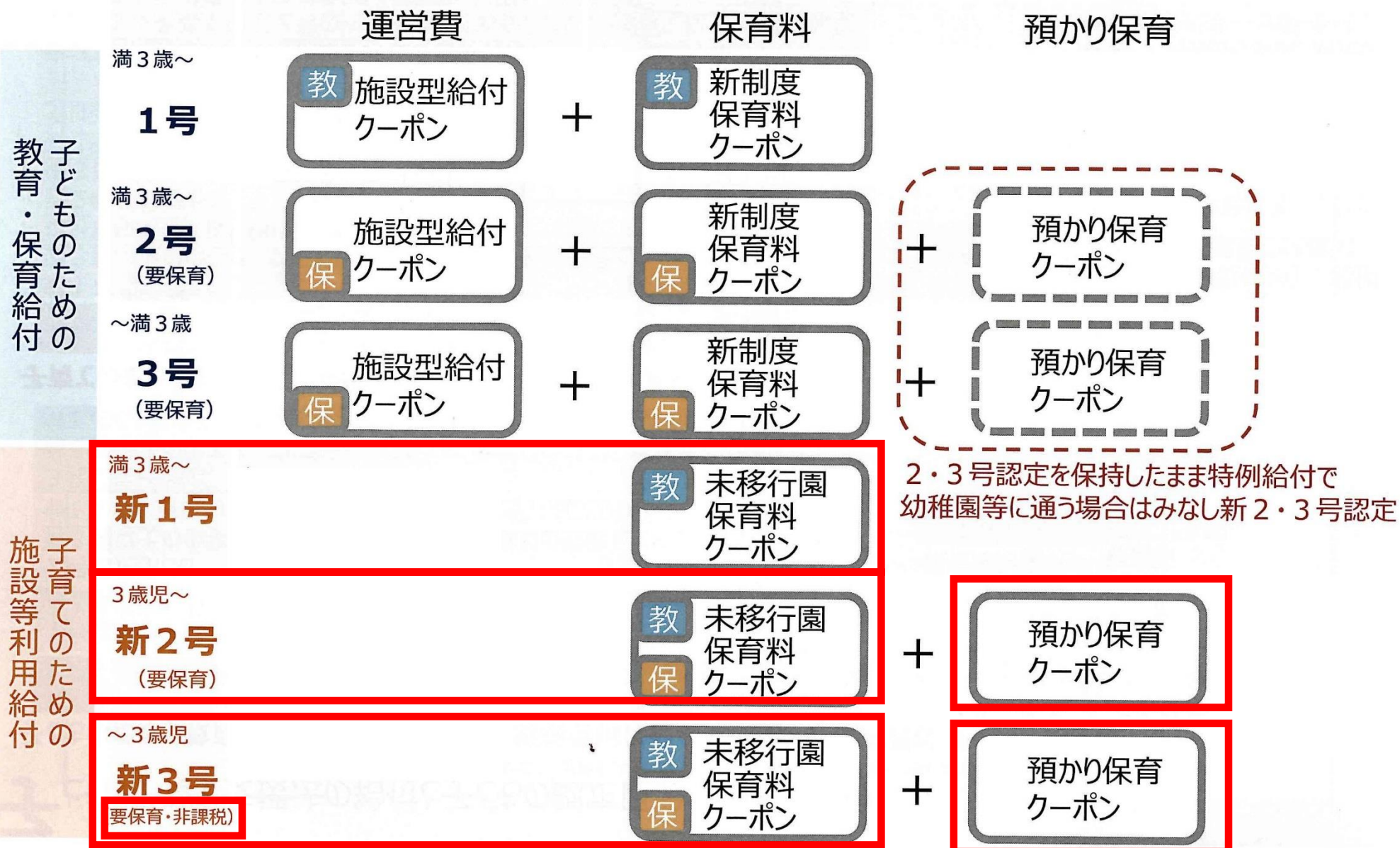
500万/年以下横須賀市のみ

専業主婦世帯（保育の必要性なし）

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
 満3歳～5歳 (満3歳を迎えてから～)	○		○			

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（大まかなイメージ）

2 制度の全体像



こまでのポイント（幼稚園、認可園関係）

- 1 — 満3歳（認可園2号は3歳児から）から卒園まで、保育料が無償化。
（私学助成園は2.57万円/月まで。食材料費、通園送迎費、上乗せ徴収等
は引き続き保護者負担。）
- 2 — 保育の必要性のある子供については、預かり保育を無償化。
（利用日数に応じて、月額最大1.13万円まで。）
- 3 — 新制度園の保育料は、利用者負担分に相当する施設型給付の増額＋不徴収により対応。私学助成園の保育料、預かり保育の無償化については、子ども子育て支援新制度に無償化のための新たな給付を創設（施設等利用給付）。
- 4 — 新たな給付は、
 1. 対象施設の「確認」を受けた施設を、
 2. 支給認定を受けた子どもが利用した場合、
 3. 保護者の申請を受けて市町村が給付する仕組み。（各園を経由した事務を御願いたい。）

給食とは

給食とは、特定多数の人々を対象に継続的に提供する食事のことである。

●給食の対象者

特定多数の人々（給食の対象者。以下、喫食者という）とは、特定の給食施設において継続的に提供される食事を利用する人である。例えば、学校に通う児童・生徒（学校給食）、企業の従業員（事業所給食）、入院患者（病院給食）、保育所における乳幼児（保育所給食）、身体障害者・高齢者（社会福祉施設給食・介護施設給食など）などである。

ミルク給食を実施
（ミルクのみ）
4.9%

補食給食を実施
（ミルク、おかず）
6.7%

保護者様月々にかかる費用

1. 月謝 26,700円 - 25,700円 = 1,000円
条件 「新1号認定」が必要/全員

2. 託児 450円/日 11,300円/月
条件 「新2号認定」/年少~年長 64時間/月等

 450円/日 16,300円/月
条件 「新3号認定」/満3歳児/Penguinのみ 64時間/月等
500万/年以下横須賀市のみ

3. 給食 **対象外** 給食の概念無



【記入例】 子ども・子育て支援法 支給認定申請書 (子ども・子育て支援法第30条の4 第1号)

(宛先)横須賀市長

- 本書は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第7条第10項第1号から第3号に規定する施設の利用にかかる支給認定申請書です。入園にあたっては、別途利用申請(入園申込)が必要となります。
- 支給認定に際して、副食費の免除対象世帯判定等のため、保護者(同居親族を含む)の収入状況等を市関係部署及び官公署に報告を求めることがあります。
- 本書に記載した内容は、支給認定や副食費に係る情報として必要と認められる場合に、その情報を施設・事業者へ提供します。
- 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取り消すことがあります。
- 本支給認定の審査結果通知前に、法第30条の4第2号または第3号の支給認定を受けた場合、本申請は取り下げたものとして扱います。

上記のことに同意のうえ、次のとおり支給認定の申請をします。 申請日 令和 元 年 〇 月 〇 日

(必要事項を記入し、該当する項目の口に「○」印を記してください。)

フリガナ ヨコスカ タロウ
保護者 横須賀 太郎 (印) 生年 昭平 〇年 〇月 〇日 児童との続柄 (父)
氏名 横須賀 太郎 (印) 生年 昭平 〇年 〇月 〇日 児童との続柄 (父)

〒 〇〇〇-〇〇
住所 横須賀市小川町11 はぐくみかん 301号室

(方書・アパート名までご記入ください。)

連絡先 自宅 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇 父携帯 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇 母携帯 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇

① 申請児童氏名等	フリガナ ヨコスカ サブロー	生年月日	平成 令和 〇年 〇月 〇日
	氏名 横須賀 三郎	性別	男・女
	住所 横須賀市	保護者との続柄 (子)	〇〇幼稚園

(保護者と異なる場合のみ記入してください。)

児童との続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校等 (例)会社員、主婦、〇〇小学校、〇〇幼稚園 ※2	備考 (例)単身赴任等
父	横須賀 太郎	〇年 〇月 〇日	男	会社員	
母	横須賀 花子	〇年 〇月 〇日	女	主婦	
兄	横須賀 次郎	〇年 〇月 〇日	男	〇〇幼稚園	支給認定開始日の状況を記入
祖父	横須賀 大次郎	〇年 〇月 〇日	男	無職	

該当する場合、いずれかにチェック (単身赴任の場合は記載不要)

生活保護の適用の有無 無 有 (平成・令和 年 月 日保護開始) ※3

③ 家ひとり等親

離婚 死別 未婚
 失踪 離婚前提別居 その他 []

※離婚、死別、失踪、その他の場合 → 事由発生(宣告)日 平成・令和 年 月 日
 ※離婚前提別居の場合 → 平成・令和 年 月 日頃から 離婚調停 無・有

④支給認定開始日 令和 元年 10 月 1 日

※1 単身赴任中の家族や、住民登録上の世帯は別であっても同居し
 ※2 支給認定開始日の状況を記入してください。(翌年度4月入園の方は
 ※2 幼稚園・小学校等に通われている方は、学校名等を記入してください
 ※3 生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明を添付してください。

◎提出前に、再度確認をお願いします。

<input checked="" type="checkbox"/>	記入もれはありませんか。
<input checked="" type="checkbox"/>	「②家族の状況」欄に記入した学校名・学年等は支給認定開始日のものになっていますか。(翌年度4月入園の方は、4月時点の状況になっていますか。)
<input checked="" type="checkbox"/>	「②家族の状況」欄の生活保護の適用の有無にチェックをしましたか。
<input checked="" type="checkbox"/>	押印はしましたか。
<input checked="" type="checkbox"/>	マイナンバー記入用紙は封筒に入れましたか。

この封筒は、はがさないでください。
 ↓
 マイナンバー記入用紙(確認書類添付済み)のみを入れ、封をしてください。

◎添付書類の確認をお願いします。
 (添付した書類にチェックをしてください。)

<input type="checkbox"/>	【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明
<input type="checkbox"/>	【平成31年1月1日時点で横須賀市に住民登録がない方】平成31年度住民税課税証明書
<input type="checkbox"/>	(令和2年6月以降) 【令和2年1月1日時点で横須賀市に住民登録がない方】令和2年度住民税課税証明書
<input type="checkbox"/>	【米軍基地にお勤めの方で横須賀市に住民登録がない方】2019年のW2フォーム(令和2年1月以降)2019年のW2フォーム

該当する方は、必要書類を申請書と一緒に提出してください(のり付けなどの必要はありません)。

以上を申請者が記入してください。以下は事務処理欄です。
 (申請者は記入しないでください。)

※この欄は、横須賀市記入欄です。

事務処理欄 横須賀市	受付印	支給認定番号 新1号	
	不足書類 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(不足通知 <input type="checkbox"/> 発送)	
	副食費免除対象	確認書類	入力
	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 対象 ⇒ <input type="checkbox"/> 収入要件 <input type="checkbox"/> 第3子		

幼稚園利用料の無償化のための支給認定申請のお願い

日頃より、本市の子育て支援施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、10月1日から幼稚園や保育園などの利用料が無償となる、新制度「幼児教育・保育無償化」が始まります。

この新制度を適用し、現在お子さんが通園されている幼稚園の利用料が無償となるためには、あらかじめ「支給認定」の申請をしていただくことが必要になります。

つきましては、下記をご確認のうえ、申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 提出書類

【全員】

- ①支給認定申請書（薄緑色）
- ②マイナンバー記入用紙（確認書類添付済みのもの）

【該当者のみ】

- ③①の申請書に添付する書類（申請書裏面の添付書類の確認欄を参照）

- ④横須賀市に平成31年1月1日時点で住民登録がない方は、

平成31年度住民税課税証明書

（米海軍基地にお勤めの場合は、2018年W2フォーム）

※支給認定申請時の副食費の徴収免除対象世帯の判定に使用します。判定を希望されない場合、提出不要です。

2. 記入方法

別紙「支給認定申請書記入例」を参照し、ご記入ください。

3. 提出期限

令和元年7月10日（水）

通園している幼稚園に支給認定申請書等一式をご提出ください。

4. その他

幼児教育・保育無償化や支給認定申請などご質問等がある場合は、下記までお問い合わせください。

横須賀市こども育成部保育課（Tel.046-822-9728）

裏面も必ずご確認ください。

【通園されている幼稚園における無償化の内容について】

○対象のお子さん

横須賀市にお住まいの満3歳から5歳（小学校就学前まで）

○無償化となる利用料の範囲

利用料のうち月額25,700円までが無償となります。

※給食費、送迎費、行事費などの実費は保護者の自己負担となります。

○給食費のうち、副食費（おかず代）について、年収360万未満相当世帯は、免除対象となります。

※家から弁当を持参する場合は対象となりません。

○これまでであった就園奨励費制度は、幼児教育・保育無償化の開始に伴い、令和元年9月末で廃止となります。

【支給認定の通知について】

ご提出していただいた書類を確認し、支給認定通知をご自宅へ送付します。

なお、副食費の免除世帯に該当する場合はその旨も併せて通知します。

送付時期は令和元年9月を予定していますが、遅延した場合でも申請書が提出済みであれば、無償化に影響はありません。

【幼稚園の預かり保育をご利用されている場合】

就労、介護、疾病などの理由（いわゆる保育の必要性）があり、幼稚園の教育時間前後に当該幼稚園の預かり保育をご利用されている世帯の方につきましては、無償化の対象範囲が広がる可能性があります。そのため、今後、追加の支給認定申請をしていただく場合がありますのでご承知おきください。

詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

（保育の必要性）

保育の必要性とは、保護者が以下の事由のいずれかに該当することです。

- ①就労（月64時間以上）
- ②妊娠出産
- ③疾病・障がい
- ④介護・看護
- ⑤求職活動（起業準備を含む）
- ⑥就学（職業訓練を含む）

子ども・子育て支援法 支給認定申請書

(子ども・子育て支援法第30条の4 第1号)

(宛先)横須賀市長

- 1 本書は、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第7条第10項第1号から第3号に規定する施設の利用にかかる支給認定申請書です。入園にあたっては、別途利用申請(入園申込)が必要となります。
- 2 支給認定に際して、副食費の免除対象世帯判定等のため、保護者(同居親族を含む)の収入状況等を市関係部署及び官公署に報告を求めることがあります。
- 3 本書に記載した内容は、支給認定や副食費に係る情報として必要と認められる場合に、その情報を施設・事業者へ提供します。
- 4 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、法第30条の5第5項の規定に基づき、
- 5 審査結果のお知らせを延期する場合があります。
法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に
- 6 支給される場合があります。
申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取り消すことがあります。
- 7 本支給認定の審査結果通知前に、法第30条の4第2号または第3号の支給認定を受けた場合、本申請は取り下げたものとします。

上記のことに同意のうえ、次のとおり支給認定の申請をします。 申請日 令和 年 月 日

(必要事項を記入し、該当する項目の口に「✓」印を記してください。)

フリガナ
保護者 氏名 (印) 生年月日 昭・平 年 月 日 児童との続柄 ()

住所 〒 横須賀市 (方書・アパート名までご記入ください。)

連絡先 自宅 () 父携帯 () 母携帯 ()

① 申請児童氏名等	フリガナ	生年月日	平成・令和 年 月 日
	氏名	男・女	保護者との続柄 ()
	住所 〒 横須賀市 (保護者と異なる場合のみ記入してください。)	幼稚園等名	

② 家族 状況 ※1	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校等 (例)会社員、主婦、○小学校、○幼稚園 ※2	備考 (例)単身赴任等
	フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女		
フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女			
フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女			
フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女			
フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女			
フリガナ		昭 平 令 年 月 日	男・女			

生活保護の適用の有無 無 有 (平成・令和 年 月 日保護開始) ※3

③ 家ひとり等親

離婚 死別 未婚
 失踪 離婚前提別居 その他 []
 ※離婚、死別、失踪、その他の場合 → 事由発生(宣告)日 平成・令和 年 月 日
 ※離婚前提別居の場合 → 平成・令和 年 月 日頃から 離婚調停 無・有

④支給認定開始日 令和 年 月 日

※1 単身赴任中の家族や、住民登録上の世帯は別であっても同居している祖父母等がいる場合、全員を記入してください。
 ※2 支給認定開始日の状況を記入してください。(翌年度4月入園の方は、4月時点の状況を記入してください。)
 ※3 幼稚園・小学校等に通われている方は、学校名等を記入してください。
 ※3 生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明を添付してください。

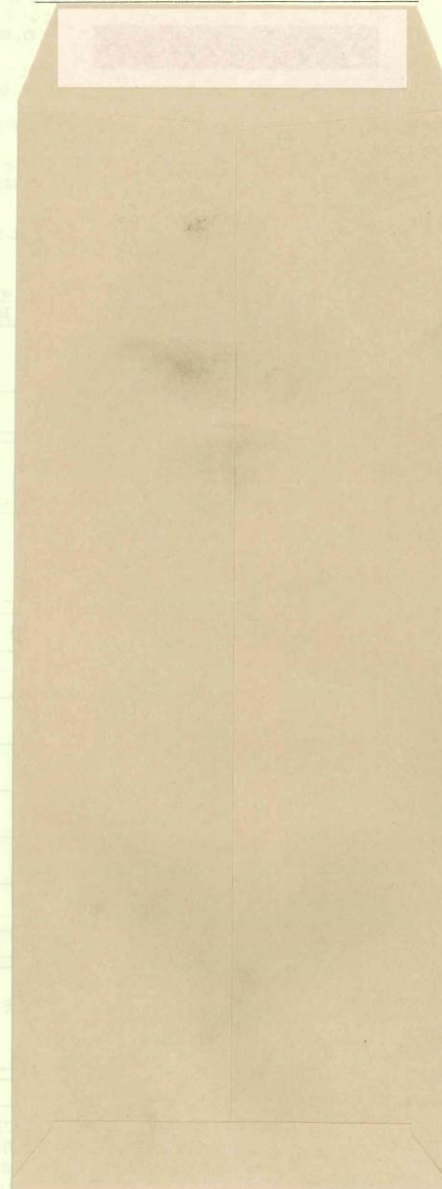
◎提出前に、再度確認をお願いします。

<input type="checkbox"/>	記入もれはありませんか。
<input type="checkbox"/>	「②家族の状況」欄に記入した学校名・学年等は支給認定開始日のものになっていますか。(翌年度4月入園の方は、4月時点の状況になっていますか。)
<input type="checkbox"/>	「②家族の状況」欄の生活保護の適用の有無にチェックをしましたか。
<input type="checkbox"/>	押印はしましたか。
<input type="checkbox"/>	マイナンバー記入用紙は封筒に入れましたか。

◎添付書類の確認をお願いします。
(添付した書類にチェックをしてください。)

<input type="checkbox"/>	【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明
<input type="checkbox"/>	【平成31年1月1日時点で横須賀市に住民登録がない方】 平成31年度住民税課税証明書
<input type="checkbox"/>	(令和2年6月以降) 【令和2年1月1日時点で横須賀市に住民登録がない方】 令和2年度住民税課税証明書
<input type="checkbox"/>	【米軍基地にお勤めの方で横須賀市に住民登録がない方】 2018年のW2フォーム (令和2年1月以降) 2019年のW2フォーム

この封筒は、はがさないでください。
マイナンバー記入用紙(確認書類添付済み)のみを入れ、封をしてください。



以上を申請者が記入してください。以下は事務処理欄です。
(申請者は記入しないでください。)

※この欄は、横須賀市記入欄です。

事務処理欄 横須賀市	受付印	支給認定番号 新1号	
	不足書類	□無 □有 (不足通知 □発送)	
	副食費免除対象	確認書類	入力
	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 収入要件 <input type="checkbox"/> 第3子		

マイナンバー記入用紙

支給認定及び利用調整に関する申請等に関して、マイナンバーを提出します。

保護者氏名	児童との関係	マイナンバー記入欄

※保護者氏名は、申請書等に記載の保護者と同じ方の氏名を記入してください。

児童氏名及び生年月日	マイナンバー記入欄
年 月 日生	
年 月 日生	
年 月 日生	

【確認資料貼付欄】 お子様の分は不要です。貼りきれない場合、裏面に貼ってください。

申請者(保護者)のマイナンバーの確認できる書類(写し)

- ・マイナンバーカード(裏面)
- ・通知カード
- ・マイナンバー入り住民票の写し

⇒ いずれか1枚 添付

申請者(保護者)の身元の確認ができる書類(写し)
(写真付身分証の場合 1枚、写真なしの場合 2枚)

【写真付】

- ・マイナンバーカード(表面)
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・その他社員証・学生証など

⇒ いずれか1枚 添付

又は

【写真なし】

- ・医療保険の被保険者証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・その他公的機関が発行した書類
(国税、地方税、社会保険料又は
公共料金の領収書、源泉徴収票など)

⇒ いずれか2枚 添付

※申請書にのり付けしてある封筒に入れて提出してください(封筒は、はがさないでください)。

無償化対象のための新たな認定について

1 新たな認定が必要となるサービスについて

現在認定を持っていない利用者が、下表の「施設利用給付」サービスを利用する場合、及び幼稚園の預かり保育を利用する場合に必要となる。

給付・認定の種類	年齢 認定区分	既存			新設		
		3～5歳		0～2歳	3～5歳		0～2歳
		1号	2号	3号	新1号	新2号	新3号
（教育・施設・型保育給付）	公立保育所		○	○			
	私立保育所		○	○			
	認定こども園	○	○	○		※1	※1
	公立幼稚園	○					
	私立幼稚園	○				※1	※1
施設等利用給付	私立幼稚園（私学助成）				○	※3	※3
	特別支援学校				○	※3	※3
	認可外保育施設		※2	※2		○	○
	一時預かり		※2	※2		○	○
	病児保育		※2	※2		○	○
	ファミリーサポートセンター		※2	※2		○	○

- ※1 幼稚園の預かり保育を利用する場合は1号認定と新2号認定が必要
- ※2 利用調整の結果、認可保育所に入所できず認可外保育所等に入所している場合、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、新2号、新3号申請は不要
- ※3 幼稚園（私学助成）等の預かり保育を利用する場合は、新2号、新3号の認定が必要

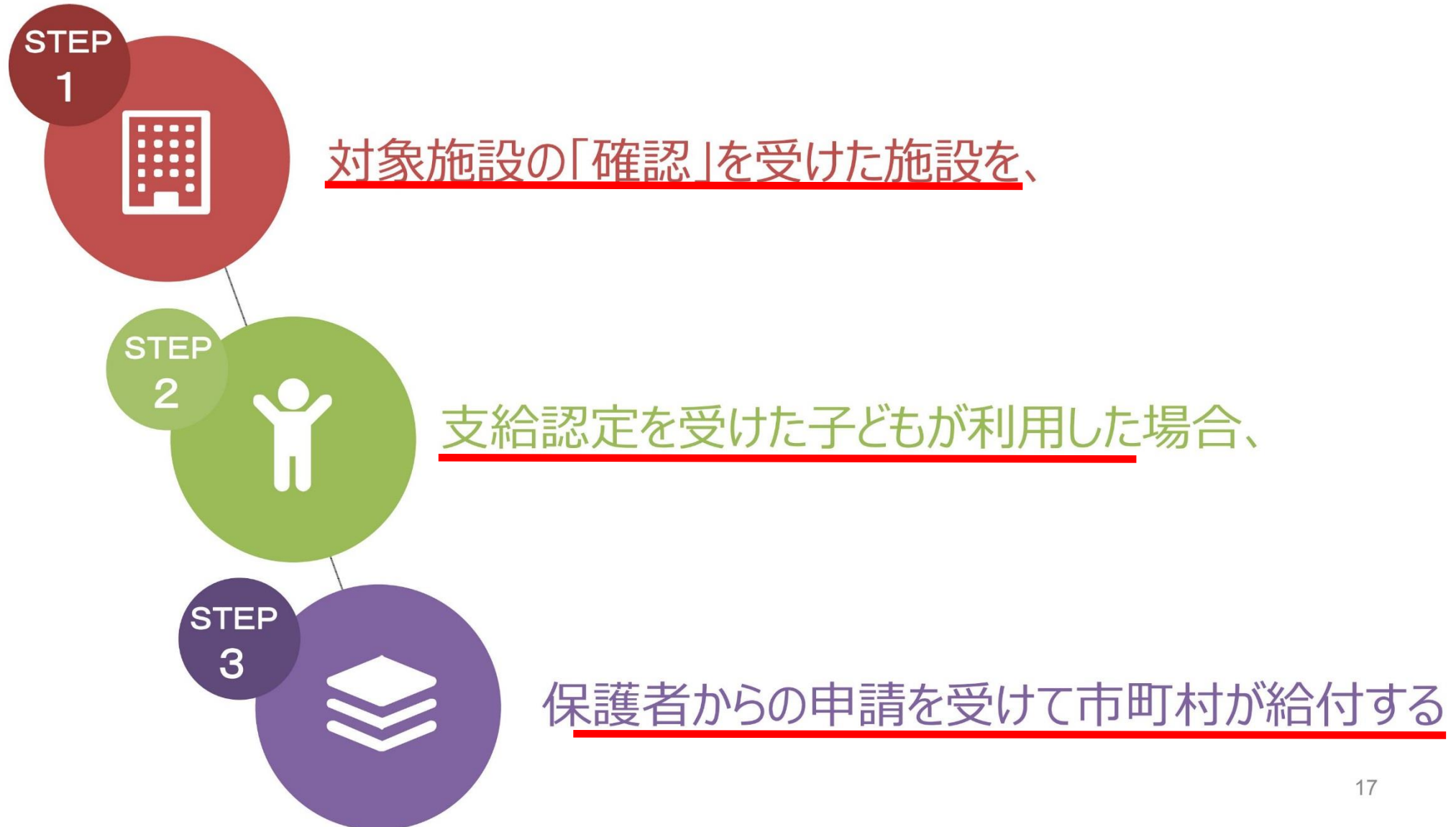
2 新たな認定の対象者及びみなし認定について

			みなし			
1号	満3歳から小学校就学前	無し	→	新1号	満3歳から小学校就学前	無し
2号	満3歳から小学校就学前	保育の必要性	→	新2号	満3歳になった後の4月1日から小学校就学前	保育の必要性
				新3号	0歳から満3歳になった後の3月31日まで	保育の必要性+年収500万未満
3号	0歳から2歳	保育の必要性	→			

②保育の必要性の事由と必要書類

保育の必要性の事由	必要な添付書類
就労（雇用されている方）	雇用（就労）証明書 ※月 64 時間以上の就労
就労（自営業・個人事業主）	就労申告書 自営を証明できるもの（開業届や確定申告書の写）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し
疾病・障がい	診断書等または障害者手帳の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書 介護保険被保険者証・障害者手帳の写など
求職活動 （起業準備を含む）	【求職活動の実績がある場合】ハローワークの登録カードの写しなど 【起業準備の場合】事業計画書など
就学（職業訓練を含む）	学生証の写しおよび時間割など

無償化手続きの3STEP





- 以降、新制度園と私学助成幼稚園に分けて、国から示しているモデル事務と統一様式、留意点を御説明します。
- 月といった記載は、年度途中からの無償化実施となる今年度の時期を表しています。
- 市町村によって事務の細部が異なる可能性があることに御留意ください。

(確認参考様式0)

確認参考様式その0（共通かがみ）

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

〇〇市町村長

申請者所在地 _____

氏 名 _____ 印
(または名称)

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
設置者・事業者名※	_____			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	TEL: _____ FAX: _____			
代表者	職名	フリガナ	_____	
	住所	氏名	生年月日	昭和____年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象） <input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象） <input type="checkbox"/> 病児保育事業			
事業開始（予定）年月日	_____年 月 日			

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 従業員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

2. 各園児の預かり保育の利用状況

(1) 利用割合・利用事由ごとの内訳 ※内訳は、把握している園のみのデータ

		公立	私立	合計
利用割合 (利用園児数/総園児数)		45.6%	66.3%	63.0%
保育認定事由	フルタイム	12.7%	12.1%	12.2%
	パートタイム① (64h超)	6.8%	11.4%	10.6%
	パートタイム② (48~64h)	2.0%	6.4%	5.7%
	就労以外 (親族の介護等)	3.2%	3.7%	3.9%
	合計	24.8%	33.5%	32.2%
その他		20.8%	32.7%	30.9%

(2) 年間利用日数・利用時間 ※保育認定事由に該当する保護者の利用状況を調査

		公立	私立	合計
年間利用日数 (平均)		142日	118日	124日
利用時間 (平日・平均) ※教育時間を除く		3.3時間	3.3時間	3.3時間

施設等利用給付（保育料）の対象になる経費、ならない経費

✓ **対象経費（特定子ども・子育て支援利用料）**
教育・保育に要した経費（入園料・保育料）

✗ **対象外経費（特定費用）**
食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用

子ども子育て支援法施行規則 第二十八条の十六（抜粋）

- 一 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用（物品購入費）
- 二 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用（行事参加費）
- 三 食事の提供に要する費用（食材料費）
- 四 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用（通園送迎費）
- 五 前四号に掲げるもののほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの（記念写真代、保護者会費等）



現在、食材料費を保育料に含めて徴収している園は、無償化後は、新たに「特定子ども・子育て支援利用料」（＝無償化の対象となる保育料）と「食材料費」のそれぞれの金額を設定して頂く必要があります。（領収証で金額を切り分けていれば一体徴収も可）